



2023年12月26日

各 位

会 社 名 ジャパンベストレスキューシステム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 若月 光博  
(コード：2453 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 経営戦略本部 経営企画部長 竹内 達哉  
(TEL：052-212-9908)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年2月中旬又は下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年1月11日(木)を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2024年1月11日（木）
- (2) 公告日：2023年12月27日（水）
- (3) 公告方法：電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.jbr.co.jp/cms/wp-content/uploads/2023/12/d-jbr.pdf>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2023年11月13日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、MBKP Vega 株式会社及びMBKP Altair 株式会社（以下、総称して「公開買付者ら」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者らが当社株式（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、2023年11月13日現在MBKP Vega 株式会社が所有する当社株式1株及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、公開買付者らは、会社法第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。当社は、公開買付者らからかかる要請を受けた場合、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

公開買付者らから本臨時株主総会を可能な限り早期に開催するために、本公開買付けの決済の開始日（本日時点において、決済の開始日は2024年1月5日です。）に近接する日が本臨時株主総会の基準日となるよう基準日設定公告を行うことの要請を受けたことから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、当社はこの度、本基準日を設定することいたしました。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、上記の基準日についても利用しない予定です。

(注)「本新株予約権」とは、2018年2月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2021年1月1日から2025年2月27日まで）をいいます。

以 上